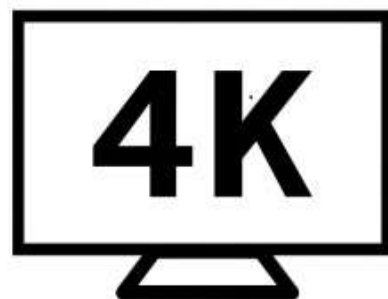


区報平成31年2月21日号掲載

消費生活センターから

新4K8K衛星放送に関するトラブルに注意



現在の地上波・BS・CS放送に加えて、新たにBSと110度CSの4K8K放送が始まります。テレビや受信設備が現在のままでは視聴できない場合があるので、ご注意ください。また、悪質商法等のトラブルに遭わないよう、正しい知識を身に付けましょう。

《よくある質問》

- Q. 今つかっているテレビやチューナー、アンテナは使えなくなりますか。
- A. 新4K8K衛星放送の視聴を希望しない場合は、そのままご利用いただけます。
- Q. 新4K8K衛星放送の4K放送は、現在所有している4Kテレビで見ることができますか。
- A. 新4K8K衛星放送は、これまでと異なる方式で送信されるため、新しい受信機能が非搭載の4Kテレビは、外付けの4Kチューナー等を別途ご購入いただきテレビに接続することで視聴できます。
- Q. マンションに住んでいますが、新4K8K衛星放送は見ることはできますか。
- A. マンションによって、ケーブルテレビ、アンテナ、インターネット等、さまざまな方法でテレビを受信しています。詳細は、マンション管理組合等にお問い合わせ下さい。

【新4K8K衛星放送に関するお問い合わせ】

新4K8K衛星放送コールセンター

☎0570(048)001 (月)～(金)午前9時～午後5時

《注意点》

- 地上波では新4K8K衛星放送は視聴できません。BS・CS放送、ケーブルテレビを視聴できる設備や環境が必要です。また、衛星放送の受信契約も必要です。
- 消費者に不当に高額な工事費を請求する悪質商法の被害が発生するおそれがあります。視聴するためには工事費用がかかるため、複数の業者から見積りを取り検討する必要があります。不審に思ったら、消費生活センターに相談して下さい。

詳細は、総務省ホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/4k8k_suishin.html